

## 「商標審査基準」たたき台案に対するこれまでの論点の整理

平成 26 年 1 1 月

「商標審査基準」たたき台案に対するこれまでの「商標審査基準ワーキンググループ」における指摘事項及び事務局における現時点の考え方を整理すると以下のとおり。

## 1. 動き商標における標章の移動について

(指摘事項 1)

変化しない文字、図形、立体的形状等の標章が移動し、その軌跡が残らないものであっても、動き商標として保護すべきではないか。

(現時点における事務局の考え方)

動き商標は、商標法第 5 条第 2 項第 1 号によれば「文字、図形、記号、立体的形状又は色彩が変化するもの」であるが、時間の経過に伴い標章自体の形状等が変化するもののみならず、時間の経過に伴い標章が移動するという変化についても、詳細な説明文中にその旨（位置の移動）を明確に記載することにより、動き商標として保護可能ではないか。

(指摘事項 2)

動き商標は、現行の図形商標と同様に考えるのではなく、商標記載欄における位置に意味を持たせ、これによって文字、図形、立体的形状等の標章の移動を表現できるようにすべきではないか。

(現時点における事務局の考え方)

指摘事項 1 に対する事務局の考え方からすれば、動き商標には、時間の経過に伴い標章が移動するものが含まれるところ、その移動を表現するためには、「移動の軌跡を指示線によって表す方法」又は「複数の図面によって移動を表す方法」の二つが考えられる。

前者は、指示線により移動の軌跡が明らかになるが、後者は、移動を複数の図面間における商標記載欄の標章の位置の変化によって表すことになるため、商標記載欄における標章の位置のとらえ方が問題になる。

現行の図形商標等は、商標記載欄における標章の位置は特段の意味がなく、その権利範囲も変わるものではなかった。これを動き商標についても同様に適用すると、標章の位置を変化させても標章の移動する変化を表現できないことになってしまう。

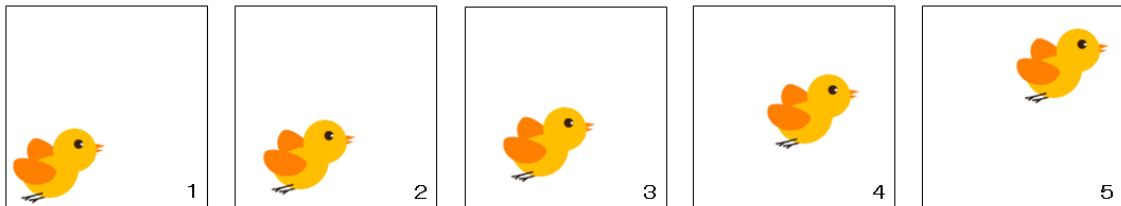
このため、動き商標については、標章がどのように移動するかについて、商標記載欄にその位置の変化を明示するとともに、商標の詳細な説明にその旨記

載させることにより商標登録を受けようとする商標を特定できるように審査基準等を整備する方向で検討してはどうか。

(なお、商標の詳細な説明における記載がある場合にのみ、商標記載欄の位置に意味を持たせるものであり、従来の図形商標等についての商標記載欄の扱いは変わらない。)

◎保護対象となる動き商標の例

【商標登録を受けようとする商標】



※枠線は、商標記載欄の枠を表す。

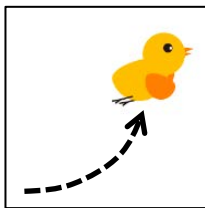
【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す5枚の図からなる動き商標である。なお、各図の右下隅に表示されている番号は、図の順番を表したものであり、商標を構成する要素ではない。

図1では、鳥が左下に位置する様子を表し、図2から図5にかけて、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

◎保護対象となる動き商標の例

【商標登録を受けようとする商標】



【商標の詳細な説明】

商標登録を受けようとする商標（以下「商標」という。）は、時間の経過に伴う標章の変化の状態を示す動き商標である。

鳥が、左下から破線の軌跡に従って、徐々に右上に移動する様子を表している。この動き商標は、全体として3秒間である。

なお、図中の破線矢印は、鳥が移動する軌跡を表すための便宜的なものであり、商標を構成する要素ではない。

**2. 音商標における商標の詳細な説明又は物件の補正について****(指摘事項 1)**

音商標において、商標記載欄に記載されていない要素（例：演奏楽器）が、商標の詳細な説明と物件の両方に記載・記録されており、それらが一致していない場合、商標の特定における両者の優先順位を決めるべきではないか。

また、その上で、どのような補正が要旨変更になるのかについて、一般論を記載する必要があるのではないか。

**(現時点における事務局の考え方)**

現在、政省令の整備と合わせて検討中である。

**(指摘事項 2)**

改正商標法第 5 条第 5 項の拒絶理由が通知された場合の対処として、補正が認められる場合及び要旨変更となる場合の例の記載を追加できないか。

**(現時点における事務局の考え方)**

現在、政省令の整備と合わせて検討中である。